

【留意事項

- 1 令和5年度(非)課税証明書を取得する前に、保護者のどちらも「道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が非課税」であるかは、お住まいの市町村役場の市町村民税窓口で確認することができます。
- 2 就学支援金申請の際に、学校に「保護者全員分の課税証明書を提出済み」の場合でも、改めて課税証明書の提出が必要です。
- 3 両親又はどちらかが海外勤務で課税証明書が取れない場合は、給付金は対象外となります。
- 4 課税証明書の住所と現住所が異なる場合は、転居したことがわかる証明書(住民票等)も併せてご提出ください。